別表第一の六第二一項を次のように改める。

二一	関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品 関税率表第一二〇二・四一号又は第一二〇二・四二号に掲げる物品のうち 関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの	一キログラム につき三五円九四銭	一キログラム につき二九円八九銭	一キログラム につき二三円八三銭	一キログラム につき一七円七八銭	一キログラム につき一一円七二銭	一キログラム につき五円六七銭

別表第一の七第三項中「第〇四〇一・三〇号の一の㈠」を「第〇四〇一・四〇号の一又は第〇四〇一・五〇号の一の㈠」に改める。

別表第一の七第四項中「第〇四〇一・三〇号の一の㈡」を「第〇四〇一・五〇号の一の㈡」に改める。

別表第一の七第三五項を次のように改める。

三五	関税率表第〇七一三・三四号の二の㈡又は第〇七一三・三五号の二の㈡に掲げる物品 関税率表第〇七一三・三九号の二の㈡に掲げる物品のうち	竹小豆以外のもの

別表第一の七第三六項中「竹小豆以外のもの」を「竹小豆」に改める。

別表第一の七第三八項中「関税率表」の下に「第〇七一三・六〇号の二の㈡又は」を加える。

別表第一の七第三九項中「第一〇〇一・一〇号」を「第一〇〇一・一一号又は第一〇〇一・一九号」に改める。

別表第一の七第四〇項中「第一〇〇一・九〇号」を「第一〇〇一・九一号又は第一〇〇一・九九号」に改める。

別表第一の七第四一項から第四四項までを次のように改める。

四一	関税率表第一〇〇一・九一号に掲げる物品のうち 関税率表第一〇〇一・九九号に掲げる物品のうち	メスリン以外のもの メスリン以外のもので飼料用のもの以外のもの
四二	関税率表第一〇〇一・九九号に掲げる物品のうち	メスリン以外のもので飼料用のもの
四三	関税率表第一〇〇三・一〇号に掲げる物品 関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち	飼料用のもの以外のもの
四四	関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち	飼料用のもの

別表第一の七第四五項中「第一〇〇八・九〇号の二の㈠」を「第一〇〇八・六〇号」に改める。

別表第一の七第六九項及び第七〇項を次のように改める。

六九	関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品のうち 殻付きのもの 関税率表第一二〇二・四一号に掲げる物品のうち 関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの	

七〇	関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品のうち 殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。） 関税率表第一二〇二・四二号に掲げる物品のうち 関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの	

別表第二第〇二・〇七項中

「

○二〇七・三二	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの	
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	二　その他のもの	四・八％
○二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	
	一　あひるのもの	四・八％
	二　その他のもの	四・八％
○二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
○二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	二　その他のもの	四・八％
○二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）	
	一　肝臓	無税
	二　その他のもの	四・八％
	㈠　あひるのもの	四・八％
	㈡　その他のもの	四・八％

」を

「

○二〇七・四二	あひるのもの	
	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	四・八％
○二〇七・四三	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
○二〇七・四五	その他のもの（冷凍したものに限る。）	
	肝臓	無税
	その他のもの	四・八％
○二〇七・五一	がちょうのもの	
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	四・八％
○二〇七・五二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	四・八％

」に改める。